

くらしのミュージアム



(国道側から新築建物全景)

「ただみ・モノとくらしのミュージアム」概要と目的

国重要有形民俗文化財「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」の収蔵と展示、活用を図ります。会津只見見考古館も全面改修し、一体的施設として令和4年7月の開館を目指します。原始時代から現代までのモノと暮らしを通して、地域の生活・文化の変遷や、山や川などの自然環境との「共生の姿」を文化的特長と位置付け、展示公開し、学習・体験を通して、広くその情報や成果を発信する博物館とします。

また、歴史・文化観光拠点として、地域住民が文化資源を再認識・再評価し、その魅力を創出し、社会的・経済的価値を高め文化的交流により地域活性化を図ることを目的にします。

基本的運営方針(案)

1. 運営方法
只見町直営
2. 運営形態
登録博物館
(博物館法第10条、第12条)
博物館協議会の設置
(博物館法第20条)
3. 運営職員
館長・学芸員(必置・博物館法第3条)・会計年度任用職員
4. 入館料
無料(博物館法第23条)
5. 開館期間
通年
(開館時間) 午前9時から午後5時まで
(休館日) 毎週月曜日
6. 事業計画
基本的運営方針及び事業計画の策定
・博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的運営方針を博物館協議会に諮り策定、公表します。
・基本的運営方針を踏まえて年度ごとに事業計画を策定し公表します。

地域住民との関わり

- ★博物館の展示機能を生かして、特産品をテーマとし地域住民が直接情報提供するなど企画展を実施
- ★つる細工や農耕漁労用具などの民具や仕事着など、只見ならではの製品や地域住民が関わり開発した商品の販売
- ★博物館を情報発信とツアーの拠点として地元のガイド案内人が町内の国指定旧五十嵐家住宅や県指定旧長谷部家住宅(叶津番所)などを文化財展示として整備し、歴史・文化観光の周遊メニューを提供(知的文化アクティビティの提供)
- ★屋外で、地元農家と連携し直売による農産物等の販売を行うなど地場産品を通じた地域内外の交流の促進



(民具収蔵庫内)

ただみ・モノとくらしのミュージアム勉強会

★国重文指定で特徴的な「只見方式」で収集整理された民具の使用法や思い出を町民自らが書き綴った13,000枚の「民俗資料調査カード」の活用

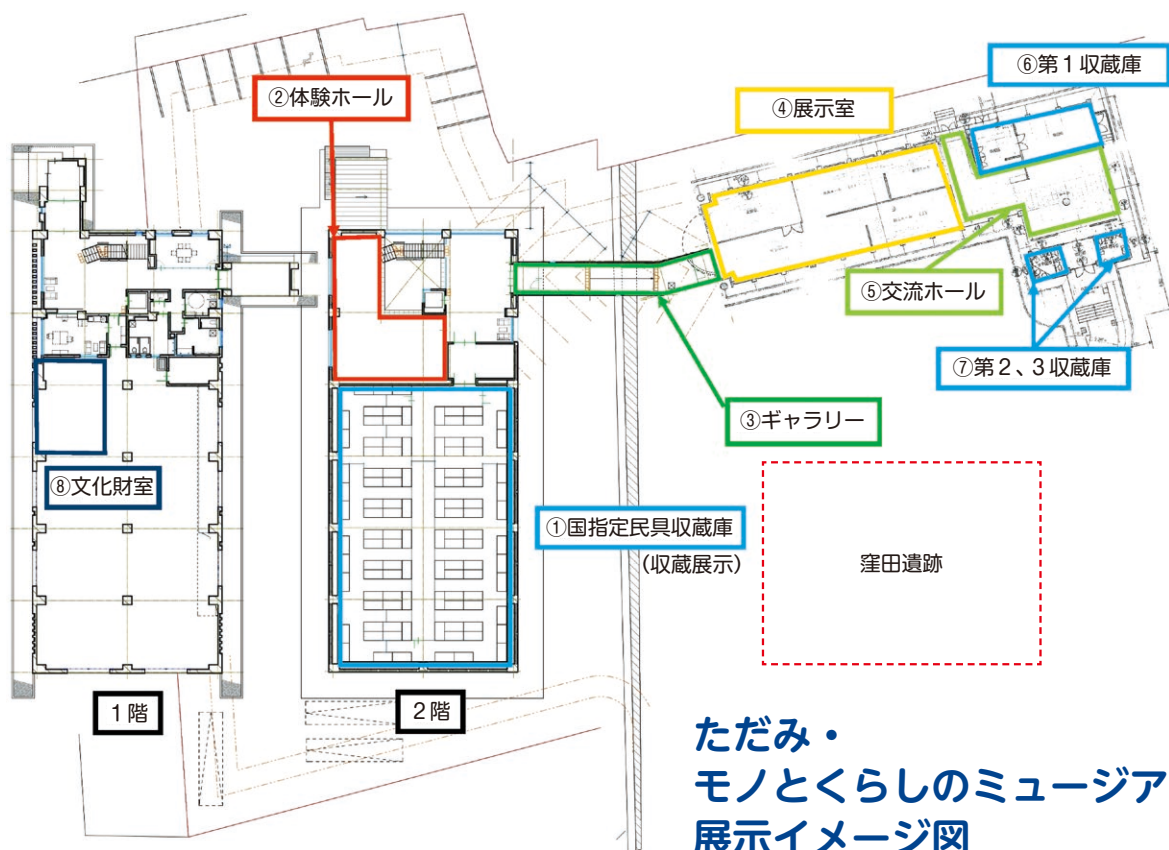
令和3年11月2日(火)に東洋大学講師久野俊彦氏(ただみ・モノとくらしのミュージアム準備検討委員・推進専門部会員)を講師に只見町議会議員及び只見町庁議構成員合同の勉強会を実施しました。

勉強会では、只見町では初となる登録博物館を目指す意義や運営方針案を共有しました。また、博物館の定義や目的など基本的なことを学ぶとともに地域にとつての博物館の在り方や学芸員の必要性などについて学ぶことができ有意義な勉強会を実施することができました。



登録博物館を
目指す!!

ただみ・モノと



ただみ・
モノとくらしのミュージアム
展示イメージ図

展示内容について

- ① 国指定民具収蔵庫
国指定重要文化財2, 333点が収蔵展示されています。職員の立会いのもと内部見学可能です。
- ② 体験ホール
民具などを実際に使って体験するスペース。仕事着を着用し撮影するコーナーやつる細工やわら細工など手仕事を体験するコーナー、養蚕道具などを実際に使って体験するコーナーなどを予定しています。
- ③ ギャラリー
民具保存活用運動と国指定文化財に至るまでの民具収集の歩みの写真を展示します。
- ④ 展示室
考古、歴史、書物、民俗資料など只見町の歴史と文化、くらしの変遷がわかる展示をします。
- ⑤ 交流ホール
いろりを復元し、昔話や映像などを上映するコーナーです。
- ⑥ ⑦第1、第3収蔵庫
資料の収蔵庫です。
- ⑧ 文化財室
国指定重要文化財の民俗資料の調査やその他に収集した民具や文化財全般の調査を行います。

令和3年度工事等の進捗状況について

- ① 民具運搬作業 (9月完了)
国指定重要文化財2, 333点の民具を旧朝日公民館から「ただみ・モノとくらしのミュージアム」に運搬し収蔵しました。
 - ② 燻蒸作業 (10月完了)
運搬収蔵した民具の燻蒸(くんじょう)作業を実施しました。燻蒸とは：文化財の虫害対策で薬品による殺虫・殺卵処理を行うこと
 - ③ 外構工事 (11月完了)
駐車場を整備する外構工事を実施しました。
 - ④ 会津只見考古館改修工事 (1月完了予定)
会津只見考古館の内部を全面改修し一体的な施設とします。
- これらの工事が完了後に、展示工事を行ない、令和4年7月の開館を目指し整備を進めています。

